

平成二十二年六月四日受領  
答弁第五〇九号

内閣衆質一七四第五〇九号

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博

文内閣官房長官の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

内閣官房の職員が過去の予算書を調査することにより確認を行ったものである。

二及び四について

未確認の事項に関するお尋ねについてお答えすることは差し控えたいが、内閣官房報償費については、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するために必要な経費であると考えており、内閣官房長官が本年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を持って執行し、その使途等を検証しているところである。

三について

お尋ねの各年度の内閣官房報償費の予算額は、平成七年度が十三億八千九百八十万四千円、平成八年度が十三億八千九百四十七万七千円、平成九年度から平成十三年度までが十三億九千二百六十一万七千円、平成十四年度以降が十二億三千二十一万千円である。

五について

本人に確認したところ、内閣官房報償費の取扱責任者として承知しておくべき基本的事項について説明を受けたとのことである。

六について

御指摘の「月ごとに使用した金額」を明らかにすると、その当時の内政及び外政に係る各種情報と照らし合わせることにより、内閣官房報償費の用途について、特定されたり、又は事実と関係なく様々な憶測がなされたりする可能性があり、その結果、今後の内閣官房報償費を用いて行う情報収集等の活動が事実上困難となり、又は円滑に進まなくなり、ひいては内閣の政策運営に支障を及ぼすおそれがあるためである。

七について

内閣官房報償費については、平成二十二年三月二十三日の参議院予算委員会における鳩山由紀夫内閣総理大臣の発言の趣旨にのっとり、できる限りの透明性の確保を図る方策について、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、内閣官房報償費を責任を持って執行し、その用途等を検証していく中で、検討することとしている。

先の答弁書（平成二十二年五月十四日内閣衆質一七四第四四号及び平成二十二年五月二十五日内閣衆質一七四第四七八号）についても、このことを踏まえて誠実に答弁したものであり、御指摘は当たらないものと考ええる。